

〈 スーパー積金 〉 商品概要説明書 (1)

平成24年7月4日現在

1.	商品名	定期積金 《愛称》スーパー積金
2.	販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人)
3.	契約期間	1年、2年、3年、4年、5年
4.	払込	
	払込方法	定期または数回にわたり掛金の払込ができます。
	払込金額	1,000円以上
	払込単位	1円単位
5.	払戻方法	満期日(払込が遅れた場合は修正満期日)以後に一括してお支払いします。
6.	利息(給付補填金)	
	適用金利(利回り)	・固定金利 契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
	給付補填金の支払方法	給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。
	計算方法	・付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7.	税金	・個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8.	手数料	—
9.	付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入れができます。 ・個人のもは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期積金約定年利回りに1.0%を上乗せした利率)
10.	中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満のもの…解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上のもの…約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)
11.	金利情報の入手方法	金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

〈 スーパー積金 〉 商品概要説明書 (2)

平成24年7月4日現在

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：0224-24-3075）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は、「定期積金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は、窓口までお申し付けください。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・当金庫にお預け入れいただいている預金保険制度の対象となる預金すべてについて、名寄せしたうえで、預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が最低保障されます。